

議第六号議案

県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等支給条例（昭和二十六年群馬県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表第三注一中「第八条第五項」を「第八条第一項第三号」に、「路程図」を「路程」に改める。

附 則

この条例は、令和五年十月一日から施行する。

提案理由

群馬県旅費支給規則の改正に伴い、所要の事項を改正しようとするものである。